

笠松町耐震改修促進計画

平成 1 9 年 8 月 策 定

令和 3 年 4 月 最終改定

目 次

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	1
2 計画改定の経緯	2

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	3
--------------------------------	----------

第2 建築物の耐震化に係る目標	4
------------------------	----------

1 建築物の耐震化の現状	4
(1) 住宅の耐震化の現状	5
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の現状分析	8
(1) 耐震化率の推移と評価	8
(2) 本町の特性	8
(3) 耐震化が進まない要因	9
3 建築物の耐震化の目標	10
4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	13
(1) 町有施設における耐震化	13
(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化	14

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	15
-------------------------------	-----------

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	
(1) 町民・事業者（建物所有者）の役割	
(2) 県・町の役割	
2 実施する事業の方針	15
(1) 事業の考え方	15
(2) 実施する事業	16
3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	16
(1) 重点的に耐震化を図る地域	16
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	16
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	17
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	17
4 第3期計画における重点的な取り組み	17
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	18

第4 建築物の耐震化を促進する施策	19
--------------------------	-----------

1 施策を推進するための体制	19
----------------	----

2 安心して耐震化が行える環境整備	19
3 耐震化に関する啓発及び知識の普及	19
(1) 相談体制の整備	20
(2) 情報提供の充実	20
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	22
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	23
別表 1	24

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成19年8月に「笠松町耐震改修促進計画」として策定した。

本計画は、以下に掲げる笠松町の地震防災にかかる地域防災にかかる各計画との調和を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

○本計画と調和を図る地震防災の対策にかかる町計画

- ・ 笠松町国土強靱化地域計画
- ・ 笠松町地域防災計画

また、岐阜県では、平成 27 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた 17 の国際目標（SDGs※）に関して、令和 2 年 7 月 17 日に「SDGs 未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定した。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標 11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。



※Sustainable Development Goals の略、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成19年8月の策定後、法の改正や地震災害による新たな課題への対応などを踏まえ、以下のとおり改定を行っている。また設定した目標年次により計画期数を以下のとおりとする。

計画及び期間	策定・改定時期
第 1 期計画 (H18～H27)	平成 19 年 8 月
第 2 期計画 (H28～H32 (R2))	平成 28 年 4 月
第 3 期計画 (R3～R7)	令和 3 年 月

第 1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」より、笠松町において想定される地震の規模は、表 1－1 のとおりである。

表 1－1 想定される地震の規模と建物被害

想定される地震、断層	最大震度	PL 値 (液状化指数)※	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.96（震度 6 弱）	58.23	678	1,653
揖斐川―武儀川（濃尾）	6.21（震度 6 強）	42.66	968	1,962
長良川上流（北側震源）	5.50（震度 5 強）	15.75	112	484
長良川上流（南側震源）	5.01（震度 5 強）	0.86	1	25
屏風山・恵那山及び猿投山	5.27（震度 5 強）	5.43	6	104
阿寺（北側震源）	5.19（震度 5 強）	8.64	10	90
阿寺（南側震源）★	5.13（震度 5 強）	3.91	4	66
跡津川★	5.26（震度 5 強）	7.68	22	125
養老―桑名―四日市★	6.19（震度 6 強）	39.79	1,024	2,057
高山・大原（北側震源）★	5.10（震度 5 強）	12.03	12	56
高山・大原（南側震源）	4.63（震度 5 弱）	0.00	0	1

※PL 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15：液状化の可能性はある

★平成 23～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29～30 年度実施の調査による。

この調査で最大の被害棟数を想定する養老―桑名―四日市断層帯による地震は、1,000棟を超える建物が全壊すると予測される。また跡津川断層や阿寺断層など飛騨地域や東濃地域にある断層による地震では、比較的離れた岐阜・西濃地域においても全壊建物が発生する。これは、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

いずれの地震でも建物被害が広範囲に及ぶことが予想されるため、全町的に住宅・建築物の耐震化が必要である。

第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

町内の建築年代別住宅数は、5 年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表 2-1 のとおりである。

表 2-1 建築年代別住宅数

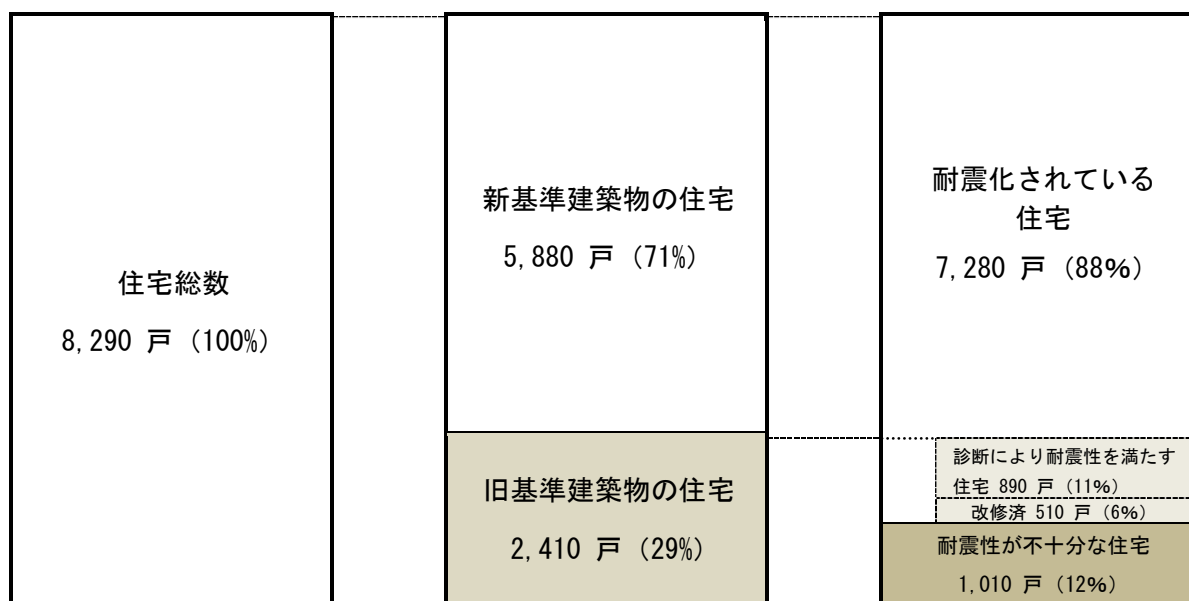
(単位：戸)

年代別 住宅数 建築年		H5 年調査		H10 年調査		H15 年調査		H20 年調査		H25 年調査		H30 年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧基準	S35 年以前	1,420	23	2,520	38	1,960	28	1,940	25	1,610	19	1,080	13
	S36 年～45 年	1,660	26										
	S46 年～55 年	1,470	23	1,410	22	1,350	20	1,160	15	1,460	18	1,160	14
	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	220	3	170	2
	計	4,550	72	3,930	60	3,310	48	3,100	39	3,290	39	2,410	29
新基準	S56 年～60 年	530	8	1,580	24	1,610	23	1,780	23	1,420	17	1,130	14
	S61 年～H2 年	1,020	16										
	H3 年～7 年	190	3	650	10	750	11	1,520	19	840	10	1,310	16
	H8 年～12 年	—	—	430	6	870	12						
	H13 年～17 年	—	—	—	—	350	5	1,150	15	950	11	2,280	27
	H18 年～22 年	—	—	—	—	—	—	240	3	840	10		
	H23 年～25 年	—	—	—	—	—	—	—	—	670	8	740	9
	H26 年～30 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	不詳	60	1	10	0	50	1	60	1	330	4	420	5
	計	1,800	28	2,670	40	3,630	52	4,750	61	5,050	61	5,880	71
合 計		6,350	100	6,600	100	6,940	100	7,850	100	8,340	100	8,290	100

※ H25 年調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上とする。

笠松町における住宅の耐震化率の現状については、平成 30 年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が約 5,880 戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は約 510 戸、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約 890 戸であることから、町内の住宅総数約 8,290 戸のうち約 7,280 戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図 2－1 住宅の耐震化の現状（H30 時点）



（2）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表 2－2 のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の 1 号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表 2－3 のとおりである。

表 2-2 特定建築物一覧

号	N0	用 途	特定建築物の規模要件
1 号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	4	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	6	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	7	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	8	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	10	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	12	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	17	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	18	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
2 号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 7 条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

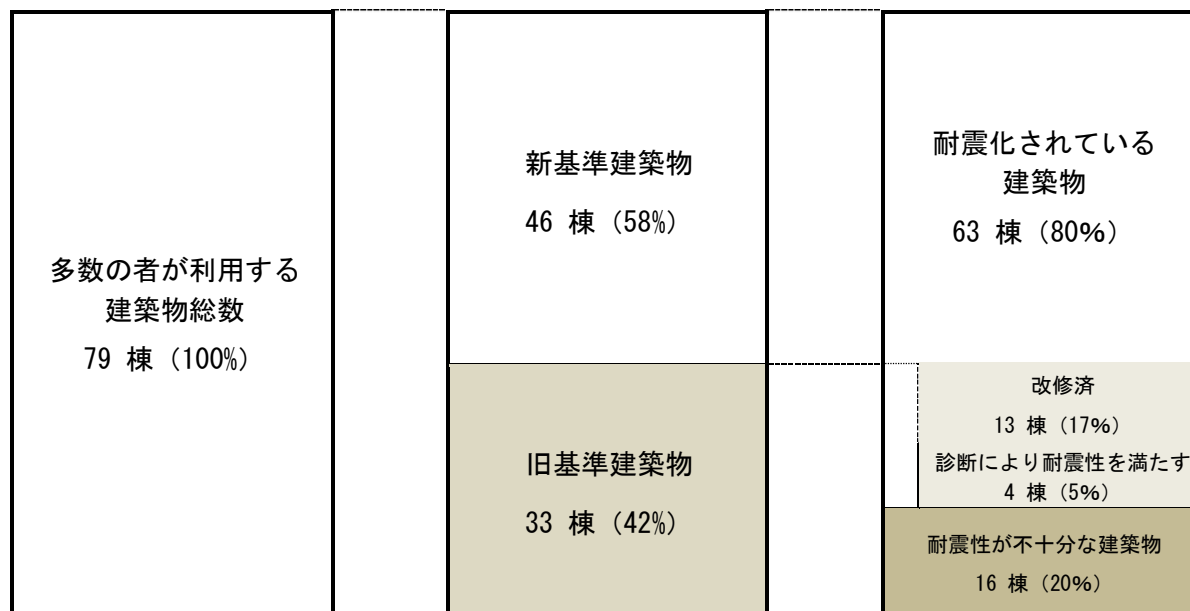
表 2－3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（R2.3 時点）

（単位：棟）

用途	耐震化の現状					耐震化され て いる 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、劇場、集会場、店舗、ホテル賃貸住宅、事務所、工場等	79	46	33	13	4	63	80%

多数の者が利用する建築物については、「新基準建築物」が 46 棟、「旧基準建築物」33 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 13 棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 4 棟であることから、「耐震化されている建築物」は 63 棟となり、町内の多数の者が利用する建築物総数 79 棟のうち 80 %が耐震化されていると推計できる。

図 2－2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（R2.3 時点）



2 建築物の耐震化の現状分析

(1) 耐震化率の推移と評価

第 1 期計画策定時以降、本町の耐震化率は表 2-4 のとおり推移しているが、第 2 期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は半減しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表 2-4 耐震化率の推移

住宅	約 65% (H17)	→	約 72% (H25)	→	約 88% (H30)
多数の者が利用する建築物	約 65% (H17)	→	約 78% (H27)	→	約 80% (R2)

(2) 本町の特性

国土交通省が発表した平成 30 年時点の全国の住宅耐震化率は「約 87%」で、本町はそれを上回る結果となっている。本町の住宅事情は以下のとおりである。

○本町の特性（平成 30 年住宅・土地統計調査より分析）

- ・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全国	53.6%	46.4%
岐阜県	74.4%	25.6%
笠松町	67.6%	32.4%

- ・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全国	16.0%
岐阜県	23.9%
笠松町	22.2%

→結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多い。

（３）耐震化が進まない要因

令和２年１０月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状について意見を募った。そのなかで「耐震化が進まない要因」について、表２-５のような要因が挙げられている。

表２－５ 耐震化が進まない要因（R2.10 市町村ヒアリング結果より）

主な要因	主な意見
経済的負担 (23/42 市町村が言及)	・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い 金銭負担がネック
高齢者世帯のみの増加 (13/42 市町村が言及)	・経済的負担 ・跡継ぎがいない 住宅の将来が
【類似】家族構成の変化 (8/42 市町村が言及)	・子供が独立（世帯分離） 決まっていない
防災意識の希薄 (10/42 市町村が言及)	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない 住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、よりの確に促進するための施策検討が必要となってくる。

3 建築物の耐震化の目標

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成 16 年の新潟県中越地震においては人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

○国の基本方針（抜粋）

平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和 2 年 5 月）より抜粋

（住宅の耐震化率の目標）

現在設定されている目標を 5 年間スライドさせて設定（令和 7 年 95%、令和 12 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

○岐阜県耐震改修促進計画より抜粋

＜第 3 期計画における目標＞

令和 7 年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの笠松町の取り組みや岐阜県強靱化計画、上記の国の動向を踏まえ、以下を目標とする。

＜笠松町 第 3 期計画における目標＞

令和 7 年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

耐震化率 95%を達成するため、平成 30 年から令和 7 年までの間に、住宅については約 529 戸、多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）については約 12 棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図 2－3 住宅の耐震化の目標

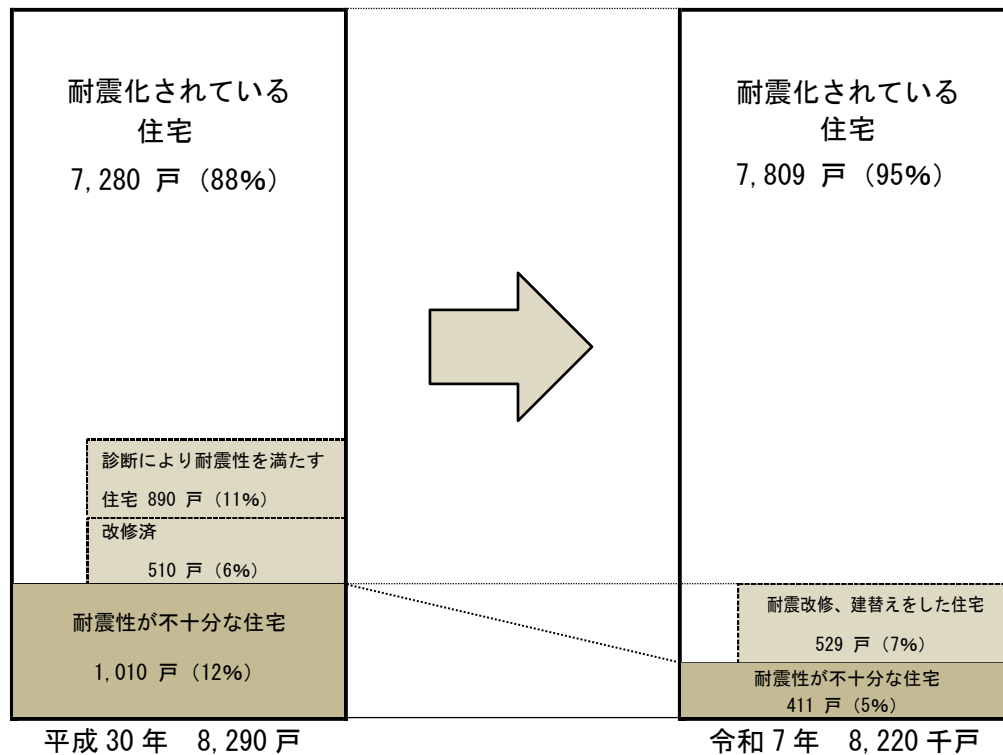
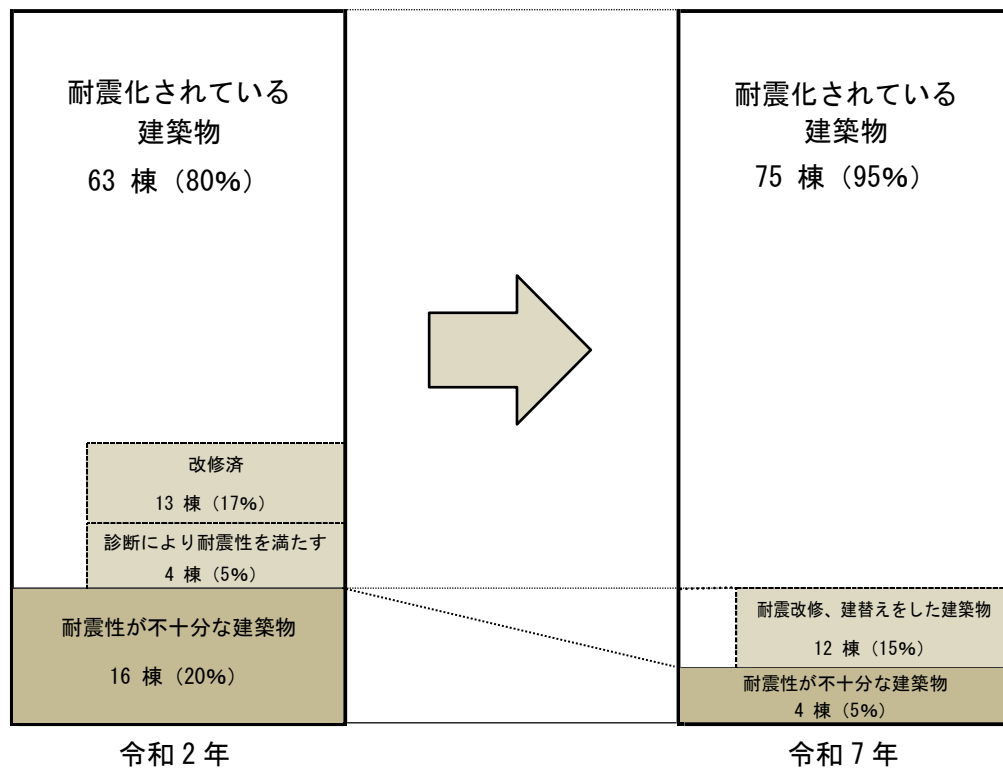


図 2－4 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和 2 年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。



4 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 町有施設における耐震化

町有施設の内、木造及びコンクリートブロック造以外の構造の建築物については計画的に耐震化に取り組んできた。

旧耐震基準で建築された町有建築物の 26 棟について耐震診断を実施した結果、耐震性不十分と判定されたものが 16 棟であった。耐震性不十分と判定された棟のうち、耐震補強等により対応済となったのが令和 2 年 3 月末時点で 12 棟である。残りの 4 棟については、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める。

図 2-5 町有建築物の状況

旧 基 準 町有建築物 総数 26 棟	診断により 耐震性を満たす 10 棟	耐震化されている 建築物 22 棟
	耐震性不十分 16 棟	耐震補強等実施済 12 棟
		改築等未実施 4 棟※

※中央公民館、町民体育館、松枝公民館、笠松南体育館

なお、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行うため、耐震診断結果、耐震性が不十分なものについては今後の施設整備予定（改築、使用中止など）について平成 20 年 12 月から公表しており、随時情報更新を行っている。

（２）その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

町以外の公共施設の所有者（国や県など）は、建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、建築物の耐震化を推進に努めるよう促す。

特に、庁舎や病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、耐震化の早期完了を目指すよう促す。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民・事業者、県及び町が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民・事業者、県及び町が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保に努める。
- ・町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 県・町の役割

- ・町は国の基本指針や県耐震改修促進計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・県及び町は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、町にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・県及び町は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・県及び町は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講じるよう努める。
- ・県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

2 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域	町内全域
------------------	------

町内では、南海トラフ地震又は内陸直下地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、町内全域を、重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	岐阜県地域防災計画に定められた第 1～3 次緊急輸送道路
----------------------	------------------------------

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、法第 5 条第 3 項第 3 号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第 1 次から 3 次までの緊急輸送道路を指定されている。

また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、別表 1 に示す道路を優先的に通行を確保すべき道路として位置付け、法第 5 条第 3 項第 2 号に基づく道路として指定されている。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物	多数の者が利用する建築物等、木造住宅、町有建築物
--------------------------	---------------------------------

1 号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要があること、2 号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3 号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物	耐震診断義務付け建築物
----------------------------	--------------------

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第 3 条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第 7 条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

4 第 3 期計画における重点的な取組み

これまでの計画期間内では、主に以下の観点により、耐震化施策を進めてきた。

- ・耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、診断報告の義務付けや啓発・補助を実施。
- ・全町的に耐震化向上を目指すため、住宅、建築物とも幅広く施策を展開。

その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を半減させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関するフェーズ（段階）がこれまでから変わりつつある。

よって、第 3 期計画では、図 3-1 の通り、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとする。

図 3-1 重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・ 全ての耐震性のない建築物※1	広く町民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・ 多数の者が利用する建築物等※2 ・ 木造住宅 ・ 町有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・ 一定規模以上で多数の者が利用する建築物※3 ・ 防災拠点施設※4 ・ 緊急輸送道路沿道建築物※4	全所有者向け	改修



※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1 号～3 号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、町民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、町民の命を守る視点から、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 施策を推進するための体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を平成 22 年に立ち上げられ、耐震化への取り組みの情報交換や連携を図ってきた。今後も、町の耐震化施策を推進するために、同協議会を活用し建築物の耐震化に取り組む。

2 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

また、本計画期間内においても耐震化に消極的な所有者のニーズ把握を行い、その要因を分析したうえで、必要に応じて新規施策の追加や、現行施策の拡充、見直しを行い、耐震化の推進に努めることとする。

笠松町建築物等耐震化促進事業

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を平成 14 年度より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

表 4－1 岐阜県建築物等耐震化促進事業の概要（R2 現在）

対象		種別	制度開始	特記事項
木造住宅		耐震診断	H14～	H20 所有者負担無料化（町による無料診断実施）
		改修工事	H18～	H21 簡易補強工事を対象追加
建築物	建築物	耐震診断	H26～	
	特定建築物	改修工事	H28～	
その他	耐震シェルター及び防災ベッド	設置	H29～	

3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の養成

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う市町村窓口において閲覧でき、相談士の制度について県のホームページや無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、専門家を派遣し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

オ 住宅リフォーム工事業者向け耐震改修講習会の実施

住宅所有者がリフォーム相談をする際の相手となる住宅リフォーム工事業者に対して、耐震に関する技術講習を行うことで、事業者を通じてより広く町民への耐震化周知を図る。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

国や県と共に新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。県と連携し町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 市町村等主催の説明会への講師派遣

町内会単位等で開催される説明会等において県に講師派遣を依頼し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取組みが必要である。

町は、このような地域の取組み等を支援する施策を講じることとし、県は、各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援を行う。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施

主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

カ 診断義務付け建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）への啓発強化

診断報告のあった建築物で、耐震性が不十分であることが判明した建築物の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

キ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

ク 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

ケ 防災教育との連携

住宅所有者のみならず、若い世代に対しても住宅耐震の啓発を行うことにより、家族や地域において

住宅の耐震化への理解を広げるための小中学生や高校生を対象に耐震講座の開催など、教育部局との連携を図りながら、防災教育を行っていく。

コ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、作成・公表済みである。

サ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

第 5 指導・勧告又は命令等に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。
そのため、所管行政庁である県と十分調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

別 表 1

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

道路名	起 点		終 点	
	市町村地先	交差路線等	市町村地先	交差路線等
国道19号	多治見市富士見町	愛知県境	中津川市山口	長野県境
国道21号	土岐市泉寺田町	国道19号交差点	可児市今渡	国道248号交差点
	可児市今渡	国道21号交差点	不破郡関ヶ原町今須	滋賀県境
国道22号	羽島郡笠松町円城寺	愛知県境	羽島郡岐南町八剣	国道21号交差点
国道41号	可児市東帷子	愛知県境	飛騨市神岡町谷	富山県境
国道258号	大垣市楽田町	国道21号交差点	海津市南濃町境	三重県境

参考図

